

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件二件	四五	○種畜証明書の交付について通報があった件	四五
○平成十九年度福島県任期付職員採用候補者登録試験を実施する件	四五	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四五
○一般競争入札を行う件	四五	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	四五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件	四五	○公共測量を実施する件	四六
		正 誤	四六
		○平成十九年六月一日付け定例第千八百八十号中	四六

公 告

公告第三百三十九号

平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験を実施する職種
福祉、醸造に関する技術職、食品加工に関する技術職、職業訓練指導員(電気)
- 二 試験期日
平成十九年八月二十日(月)
- 三 受験申込受付期間
平成十九年七月二日(月) から同年八月十日(金) まで
- 四 受付窓口及び問い合わせ先
1 福祉
福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ(福島市杉妻町二番十六号)
電話(〇二四)五二一七二一九

2 醸造に関する技術職、食品加工に関する技術職及び職業訓練指導員(電気)

福島県商工労働部商工総務領域総務企画グループ(福島市杉妻町二番十六号)
電話(〇二四)五二一七二六九
(人事領域人事グループ)

公告第三百四十号

平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験を実施する職種
原子力、職業訓練指導員(観光)、言語聴覚士
- 二 試験期日
平成十九年九月十一日(火)
- 三 受験申込受付期間
平成十九年七月二十三日(月) から同年八月二十四日(金) まで
- 四 受付窓口及び問い合わせ先
1 原子力
福島県生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ(福島市杉妻町二番十六号)
電話(〇二四)五二一七二五五
- 2 職業訓練指導員(観光)
福島県商工労働部商工総務領域総務企画グループ(福島市杉妻町二番十六号)
電話(〇二四)五二一七二六九
- 3 言語聴覚士
福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ(福島市杉妻町二番十六号)
電話(〇二四)五二一七二一九
(人事領域人事グループ)

公告第三百四十一号

平成十九年度福島県育休任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項第一号の規定による任期を定めて採用する職
- 二 登録予定人員
一般事務 四十名程度
保育士 一名程度
獣医師 一名程度
建築 一名程度

農業 一名程度
林業 二名程度
畜産 一名程度
農業土木 一名程度
土 木 一名程度

三 試験期日

平成十九年七月三十一日(火)

四 受験申込受付期間

平成十九年六月二十二日(金) から同年七月二十日(金) まで

五 受付窓口

福島県人事委員会事務局採用給与グループ(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二二四)五二一七五九〇

六 問い合わせ先

福島県総務部人事領域人事グループ(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七〇三三)又は福島県人事委員会事務局採用給与グループ(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七五九〇

(人事領域人事グループ)

公告第三百四十二号

平成十九年商業統計調査電子計算機処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 平成十九年商業統計調査電子計算機処理業務 一式
 - 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日から平成二十年三月二十五日まで
 - 4 履行場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成十九年六月二十七日(水)午後五時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県企画調整部情報統計領域統計調査グループ
電話〇二四一五二一七四七

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年六月十九日(火)午前十時三十分 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年七月十一日(水)午後一時三十分 福島県自治会館七階七〇一会議室(福島県福島市中町八番二号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(情報統計領域統計調査グループ)

公告第三百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年六月一日

二 名称

NPO法人Studio Boogie

三 代表者の氏名

神山 義久

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市久留米五丁目百七十一番地の一 エステートビューC一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会を担う人達に向けて、イベント開催等により交流の機会を提
供するとともに慈善活動等を行い、地域の発展や活性化に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第三百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年五月三十日

二 名称

特定非営利活動法人南山匠の会

三 代表者の氏名

大橋 仁一郎

四 主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町田島字会下甲三千二百七十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と
連携して、まちづくり・環境保全・伝統技術の継承などに関する事業を行うとともに、
建築技術の専門知識を活用しながら、地域の良好な住環境及び社会基盤の維持・保全
に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第三百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年六月四日

二 名称

特定非営利活動法人西会津まちづくり応援隊

三 代表者の氏名

齋藤 孔男

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡西会津町野沢字桜木前乙百七十四番地四 西会津テレワークセンタ
ー

五 定款に記載された目的

この法人は、西会津地域及び住民に対して、町の環境整備支援、活動団体・グル
ープ支援等に関する事業を行い、各団体間のネットワークの拠点として役割を果たし、
西会津町の活性化に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第三百四十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二十九号）第八条第一項に規定する種畜証明書
の交付について、農林水産大臣から次のとおり通報があった。
平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

種畜番号	種畜類	品種	名前	産地	血統	住所	飼養者
平十九 福島県 第一号	豚	ヨーク シャ ー	Grace bank Re vival (12-12)	英国	父 Ely Rev ival6 母 Graceba nk Wood lands L ady4	西白河 郡西郷 村大字 小田倉 字小田 倉原一	独立行政 法人家畜 改良セン ター
平十九		ヨ	De gior		Cott erf jield Raj ahl		

平十九 福島県 第一六 号	平十九 福島県 第一五 号	平十九 福島県 第一四 号	平十九 福島県 第一三 号	平十九 福島県 第一二 号
豚	豚	豚	豚	豚
種 ャクヨ ーシー	種 ャクヨ ーシー	種 ャクヨ ーシー	種 ャクヨ ーシー	種 ャクシ ー
08 06 15	07 06 15	506 106 11	0 (6 16)	(16 132 12)
福島	福島	福島	英国	英国
610 ヤー 05 11	610 ヤー 05 11	01 104 116	n C S e i l k	7 i r e a t h L a d y
インビトロ フ	インビトロ フ	エーアイ ウエ スタン ラジャ ヤ	C e s t r i a M i s c h	D a p p l e h
クニ ヒスト ン ラジャ ヤー 9	クニ ヒスト ン ラジャ ヤー 9	クニ ロビン ローヤル 89	C e s t r i a M i s c h	F a h
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

平十九 福島県 第一十 号	平十九 福島県 第一十 号	平十九 福島県 第一九 号	平十九 福島県 第一八 号	平十九 福島県 第一七 号
豚	豚	豚	豚	豚
種 1 シ ャク	種 1 ド スレ	種 1 ド スレ	種 1 ド スレ	種 ャクヨ ーシー
405 13 0	020 06 6	1 43 9	7 13 7 8 1 1	09 06 15
福島	福島	リア カメ	リア カメ	福島
チャンピオン 16 11 11	009 104 7	9 43 2	20 5	608 ヤー 05 11
ポソ ー ダ ブ	エーアイ カー バ	アイアン マン	ラナ エム テ	インビトロ フ
フル コート	8 1 4	3 1 1 1	1 2 3 7 0 1 0	クニ ヒスト ン ラジャ ヤー 9
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

	平十九 福島県 三第二 十八号	平十九 福島県 三第二 十七号	平十九 福島県 三第二 十六号	平十九 福島県 三第二 十五号
	豚	豚	豚	豚
	種 ス ド レ ン	種 ス ド レ ン	種 ス ド レ ン	種 ス ド レ ン
	0 3 7 9 1 5 3 7	7 0 3 5 4 1 1 1 3 2	0 3 1 5 7 3 2 7	0 4 7 7 0 3
	福島	福島	福島	福島
0 2 1 0 4 4 2	6 4 3 6 9 4 3 2	0 5 3 6 9 4 4	2 9 8 6 9 4 1	0 1 8 6 9 4 3
	同	同	同	同
	同	同	同	同

	平十九 福島県 三第三 十二号	平十九 福島県 三第三 十一号	平十九 福島県 三第三 十号	平十九 福島県 三第二 十九号
	豚	豚	豚	豚
	種 ス ド レ ン	種 ス ド レ ン	種 ス ド レ ン	種 ス ド レ ン
	0 4 4 0 2 6 9 7	7 0 4 4 6 5 2 8 4 2	0 4 2 1 2 2 6 7	0 3 8 4 2 1 4 7
	福島	福島	福島	福島
0 2 2 2 2	8 4 7 6 9 4 3	4 8 2 6 9 4 2	5 8 7 6 9 4 4	2 3 9 6 9 4 5
	同	同	同	同
	同	同	同	同

平十九 福島県 三第三 十六号	平十九 福島県 三第三 十五号	平十九 福島県 三第三 十四号	平十九 福島県 三第三 十三号
豚	豚	豚	豚
種 ス ド レ ラン	種 ス ド レ ラン	種 ス ド レ ラン	種 ス ド レ ラン
7 2 5 2 7 1 9 4	6 0 4 5 7 1 9 3	4 9 5 6 7 1 8	7 9 0 2 4 5 5
福島	福島	福島	福島
アイリス ダブ 3 5 1 3 6 7 0 4 3	アイリス ダブ 4 7 0 3 3 7	アイリス ダブ 6 2 7 0 4 3	アイリス ダブ 0 3 1 3 0 6 9 4 5
同	同	同	同
同	同	同	同

公告第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
田人土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 油座 久 いわき市田人町旅人字道伝四八番地の一

同 齋藤 秀雄 市田人町黒田字赤仁田九二番地

同 蛭田 光二 市田人町貝泊字戸草一番地

同 蛭田 政芳 市田人町荷路夫字山口乙八六番地

同 齋藤 勇次 市田人町荷路夫字間沢六六番地

同 齋藤 哲 市田人町黒田字天ノ川一二一番地

同 緑川 弥博 市田人町黒田字戸ノ内七二番地

同 緑川 恵 市田人町旅人字下坪九番地

同 角田 利夫 市田人町貝泊字井出二〇番地

同 蛭田 一衛 市田人町旅人字下平石一四二番地

同 緑川 純一 市田人町黒田字平草六一番地

同 緑川 純一 市田人町旅人字下坪六番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 油座 久 いわき市田人町旅人字道伝四八番地の一

同 齋藤 秀雄 市田人町黒田字赤仁田九二番地

同 蛭田 光二 市田人町貝泊字戸草一番地

同 齋藤 政芳 市田人町荷路夫字山口乙八六番地

同 齋藤 勇次 市田人町荷路夫字間沢六六番地

同 齋藤 哲 市田人町黒田字天ノ川一二一番地

同 緑川 弥博 市田人町黒田字戸ノ内七二番地

同 緑川 恵 市田人町旅人字下坪九番地

平十九 福島県 三第三 十七号	豚	大ヨ イク シヤ 種	アイリス ダブ 1 7 0 7 0 8	福島	8 0 7 0 3	同	同
--------------------------	---	---------------------	--	----	-----------------------	---	---

(生産流通領域畜産振興グループ)

同 角田 利夫 同 市田人町貝泊字井出二〇番地
 監事 蛭田 傳 同 市田人町旅人字下平石一四二番地
 同 蛭田 一衛 同 市田人町黒田字平草六一番地
 同 緑川 純一 同 市田人町旅人字下坪六番地
 (農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良事業を行 地区名 土地改良事業 施行認可年月日 工事の完了年月日
 った者の名称 業の種類
 安積疏水土地改良 安積疏 農業用河川工 平成一七年八月 平成一九年三月三
 区 水 作物応急対策 二四日 〇日
 (農業用道路
 横断工作物緊
 急対策)

たむら農業協同組 富沢第 基盤整備促進 平成一三年八月 平成一九年三月三
 合 2 (区画整理) 二〇日 〇日
 三春町 三春北 農村総合整備 平成一一年九月 平成一七年三月三
 (集落型) 二四日 一日
 同 三春 地域環境保全 平成一六年一〇 平成一八年九月二
 型農業推進総 月二〇日 九日
 合整備

田村市 宇道 基盤整備促進 平成一二年二月 平成一九年三月二
 (農道) 一八日 七日

同 一本松 農道整備 平成九年六月一 平成一九年三月三
 九日 〇日

玉川村 蜂ノ巣 基盤整備促進 平成一一年一 平成一九年三月二
 (農道) 月一日 六日

平田村 北田 基盤整備促進 平成一二年八月 平成一八年一二月
 (農道) 三〇日 八日
 (農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成十九年六月十二日

一 測量地域 耶麻郡猪苗代町字長坂地内 福島県知事 佐藤 雄平
 二 測量期間 平成十九年六月二十日から平成二十年三月三十一日まで
 三 作業の種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量)
 (農村整備領域農業基盤整備グループ)

正 誤

〇平成十九年六月一日付け定例第千八百八十号中

ページ	段	行	正	誤
四百二	上	後ろか	福島県留置施設視察委員会	福島県留置施設視察委員会
十八	ら十一	条例		例